

# 公益社団法人 長野県建築士会中高支部規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 団体の名称は、公益社団法人長野県建築士会中高支部（以下「本支部」という。）という。

(目 的)

第2条 本支部は、公益社団法人長野県建築士会支部規程で規定する中高支部内の会員をもって組織するものとし、公益社団法人長野県建築士会定款第4条に掲げる目的を達成するとともに、支部内会員の連係を持って、建築士と建築士業務に対する より高い信頼の確保を目的とする。

(事 業)

第3条 本支部は、公益社団法人長野県建築士会定款第5条に掲げる事業を実施する。

(事務局)

第4条 本支部は、事務局を北信建設事務所内におき「建築士会北信事務所」とする。

## 第2章 役 員

(役 員)

第5条 本支部に次の役員をおく。

- (1) 支部長 1人
- (2) 副支部長 4人以内
- (3) 幹 事 若干名 (20以上35人以内)
- (4) 会計 1人 (支部長の指名による)

(役員を選出)

第6条 支部長、副支部長は、正会員のなかから支部協議会において選任する。

- 2 幹事は、支部長が正会員のなかから指名し、支部協議会で承認を受けるものとする。
- 3 支部長の指名により会計をおくことができる。

(役員職務権限)

第7条 支部長は、本支部を代表し、支部事業を総理し支部協議会及び幹事会の議長となるとともに、公益社団法人長野県建築士会長の委嘱により支部会計の責任者となり支部事務局を総括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。
- 3 幹事は、幹事会の議決に基づいて会務を処理する。
- 4 会計は、支部長の所管する支部会計について支部長を補佐する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後であっても、後任者の就任までその職務を行なう。

#### (支部役員選考委員)

第9条 本支部に支部役員選考委員をおくものとし、正会員の中から支部長が委嘱するものとするが、その選任の方法については、別に支部運営規則（以下、「規則」という。）で定めるものとする。

- 2 支部役員選考委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 支部役員選考委員は、役員を兼ねることはできない。

#### (顧問、相談役及び参与)

第10条 本支部に、顧問、相談役及び参与をおくことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、支部長の推薦により支部協議会で承認する。
- 3 顧問、相談役及び参与は、支部長の諮問に応じ、かつ、各種会議に随時出席して意見を述べることができる。

### 第3章 会 議

#### (会議の種別)

第11条 本支部の会議は、次の3種とし、支部長がこれを招集する。

- (1) 支部協議会
- (2) 幹事会
- (3) 支部役員選考委員会

#### (支部協議会の招集)

第12条 支部協議会は、通常会及び臨時会とする。

- 2 通常会は、毎年1回これを開催する。
- 3 臨時会は、次の場合に開催する。
  - (1) 幹事会で必要と認めたとき
  - (2) 正会員の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して要求があったとき

#### (支部協議会の通知)

第13条 支部協議会の招集は少なくとも開催日の10日前までに、その日時、場所及び付議すべき事項を示し、会員に通知しなければならない。

#### (支部協議会の成立)

第14条 支部協議会は、正会員の2分の1以上出席しなければ開催することができない。

- 2 支部協議会の議決は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

#### (支部協議会の議決権)

第15条 正会員は、1個の議決権を有し、やむを得ない理由のため出席できない場合は他の出席正会員にこれを委任することができる。

- 2 議決権の委任方法は委任状による。
- 3 前項の規定による委任に限り、これを出席とみなす。

(支部協議会の議決事項)

第16条 支部協議会では、この規約で定めるもののほか、次のことを議決する。

- (1) 事業計画の承認に関する事項
- (2) その他幹事会が必要と認めて提出した事項
- (3) その他支部長が必要と認める事項

(幹事会の組織等)

第17条 幹事会は、支部長、副支部長、幹事及び会計をもって構成し、支部長が必要と認めるときこれを招集する。

(幹事会の議決事項)

第18条 幹事会は、この規約に定める事項のほか、次のことを議決する。

- (1) 事業の執行に関すること
- (2) 会員の退会・除名にかかる意見に関すること
- (3) 支部協議会の議案に関すること
- (4) 委員会の設置又は廃止に関すること
- (5) その他支部長が必要と認める事項

(幹事会の議決)

第19条 幹事会は、これを構成する幹事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決める。

3 第16条の規定は幹事会の議決について準用する。

(支部役員選考委員会の組織等)

第20条 支部役員選考委員会は、支部長、副支部長及び支部役員選考委員をもって構成し、支部長が必要と認めるときこれを招集する。

2 議長は、その支部役員選考委員会に出席した支部役員選考委員のなかから支部長が指名する。

(支部役員選考委員会の議決内容)

第21条 支部役員選考委員会は、任期満了に伴い、次期支部長、次期副支部長を選考する。

議決内容は、支部協議会に報告する。(支部長が付議した事項について審議・・・)

## 第4章 委員会

(委員会)

第22条 本支部は、会務運営及び第3条の事業遂行のため、別に規則で定める委員会を設けるものとする。

2 委員会は委員長、副委員長、委員をもって構成し、委員の任期は2年とする。

3 委員は、幹事会で承認する。

4 委員長は支部長が任命する。副委員長は委員長が指名するものとし、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 委員会は事業の実施状況等について幹事会へ報告するものとする。

## 第5章 会 員

(構成員)

第23条 本支部に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 長野県内に住所又は勤務場所を有する建築士
- (2) 賛助会員 個人又は団体であつて、本支部の目的、事業を賛助するもの

(入 会)

第24条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、所定の手続きを経て幹事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第25条 正会員及び賛助会員は別途定める規則による入会金及び会費を納めるものとする。

(退会)

第26条 退会しようとする正会員及び賛助会員は、所定の手続きを経て任意に退会することができる。

2 退会する場合は、未納の会費を完納した上で退会届を提出しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第27条 正会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 建築士の資格を失ったとき
- (2) 会員が死亡し、又は解散したとき
- (3) 会員が2年分の会費を納めないとき

2 前項により会員資格を喪失したときは、支部長が当該会員に対し書面によりその内容及び理由を通知しなければならない。

(除 名)

第28条 会員が次の号のいずれかに該当するときは、協議会の決議を得て、除名することができる。

- (1) 規約その他の規定に違反したとき
- (2) 支部の名誉を傷つけ、又は支部の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

2 会員の除名をする場合は、当該会員に対し、協議会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ協議会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前項により除名したときは、支部長が当該会員に対し書面によりその内容及び理由を通知しなければならない。

## 第6章 補 則

(規約の変更)

第29条 規約を変更するときは、支部協議会において出席正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(規 則)

第30条 規約の施行について必要な規則の制定又は変更は、幹事会の議決を経て支部長が定める。

(表 彰)

第31条 支部活動の推進について、特に功績のあった団体又は個人を表彰することができる。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行するものとし、社団法人長野県建築士会中高支部規約(昭和53年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から適用する。

この規約は、平成29年4月1日から適用する。

この規約は、平成31年4月1日から適用する。

この規約は、令和2年4月1日から適用する。